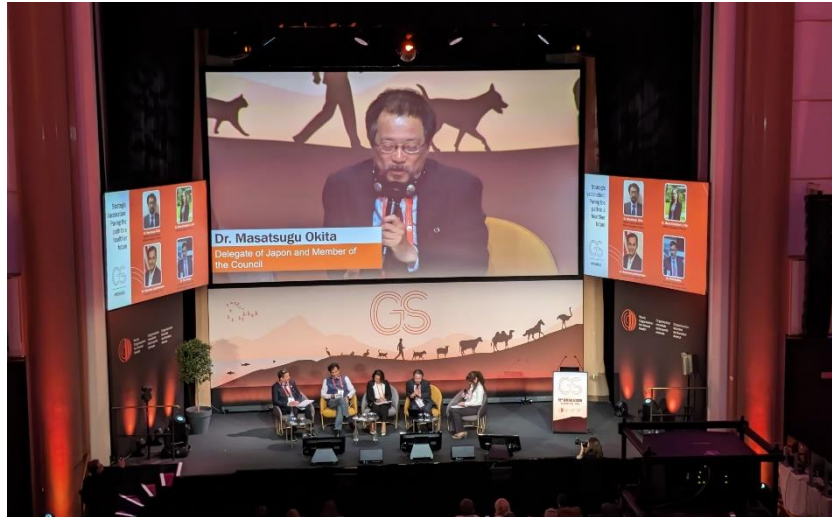


## 第 92 回国際獣疫事務局（WOAH）総会概要

### 1. スケジュール等

- （１）日程：令和 7 年 5 月 25 日（日）～ 5 月 29 日（木） 5 日間
- （２）開催場所：フランス・パリ 化学会館
- （３）我が国からの出席者  
農林水産省消費・安全局動物衛生課長（WOAH 日本代表、理事） 他



### 2. 主な内容

#### （１）ワクチン・ワクチン接種に関する動物衛生フォーラム

まずハイレベルによるパネルディスカッションが行われ、その後、テーマ別の 6 つのセッションにおいて、加盟国や国際機関等の代表者、専門家によるパネルディスカッション及び質疑応答が行われた。

#### ＜ハイレベル・パネルディスカッション＞

ワクチン接種戦略については、パネリストから、動物へのワクチン接種は動物の衛生を守るだけでなく、加盟国の経済を向上させる役割もあること、ワクチン接種の決定は包括的で、エビデンスに基づくものであるべきであり、すべての利害関係者を巻き込む必要があること、ワクチンのアクセスは重要であり、手頃な価格のワクチンが持続可能に供給されることを確保する必要があること等の発言があった。

ワクチンの利用可能性とアクセスについては、ワクチンの品質確保が国民の信頼を得る上で最も重要であること、ワクチンアクセスには供給量や価格だけでなく、資金調達、関係機関との連携、そして各国における配備準備態勢も深く関わること、効果的な動物衛生プログラムの実施には、強固な獣医サー

ビスとインフラが不可欠であること等の発言があった。

#### <セッション1：ワクチン接種すべきかすべきでないか>

パネリストから、ワクチンは安全かつ効果があるべきであること、ワクチン接種はサーベイランスシステムの中で実施されるべきであり、バイオセキュリティでは対応できなかった際の手段としてワクチン接種が求められること、ワクチン接種に当たってはコミュニケーション、ミスインフォメーションへの対応、透明性、信頼を得ることが重要であること等の発言があった。

#### <セッション2：ワクチンの利用可能性>

パネリストから、人の医薬品分野で作成されている TPP (Target Product Profile) について紹介があり、陸生・水生動物の医薬品分野においても活用を検討することは有用かもしれないとの発言があった。また、遺伝資源の使用に関して、名古屋議定書について紹介があり、技術指導、国内法の整備等により当該議定書の適切な実施を促進すべきであるとの発言があった。ワクチン製造者からは、効率的かつ効果的な製品開発パートナーシップが鍵であり、現地製造、技術移転、伝統的な研究開発を奨励するメカニズムなど、さまざまな方策が探求可能である旨の発言があった。

#### <セッション3：ワクチンへのアクセス>

パネリストから、アフリカでは西アフリカ経済通貨同盟の登録一元化システムがうまく機能していること、EU では FMD ワクチンの事前認証制度をパイロット段階から運用段階へ拡大が検討されていることについて紹介があったほか、偽造ワクチンや規格外ワクチンの問題が提起され、WOAH に対し、この方向での支援を求める明確な要請があった。また、ワクチンバンクについては高品質なワクチンへのアクセスを提供する素晴らしいツールであるが、官民連携が機能するためには、良好なコミュニケーションが必要であるとの発言があった。

#### <セッション4：ワクチン接種戦略>

日本がパネリストとして参加し、ワクチン接種は単独で実施するものではなく、動物衛生戦略の一部として実施されること、状況は日々変化しているので、ワクチン接種の効果を得るためには、状況を考慮して決定することが重要であり、得られたデータや経験を踏まえて疾病の対策に活かしていくことが必要であること、HPAI については、近年は昔より発生頻度が高くなっており、状況が変わっていることから、今後はワクチン接種を補完的に実施することを検討していく旨発言した。

そのほか、強固なサーベイランスとワクチン接種後のモニタリングは重要であり、疾病の早期発見だけでなく、ワクチン接種後の清浄性やワクチンの安全性を確認するためにも必要であること、強固なワクチン接種戦略には、バイオセキュリティ、分野横断的な協力、一貫性のある政治的・財政的支援、コミュニケーションが必要であること、農場がワクチン接種を受け入れるには、安価で効果のあるワクチンに加え、国際的に（不必要な）貿易制限の回避が必要であること等の発言があった。

#### <セッション5：貿易及び社会的受入れ>

パネリストから、WOAH 基準や科学に基づいて策定・改正することが重要であること、情報交換を行うプラットフォームがあるので、これを活用すること、今回採択される決議の内容を行動に移すことが我々に求められていること等の発言があった。

#### <セッション6：最終議論>

事前に受け付けられた質問やフロアからの質問に対する応答が行われ、緊急時における WOAH の支援や、ワクチン研究を支援するための取組としてツィンングプログラム（研究室間の協力）等の紹介があった。

### (2) 世界の動物衛生をめぐる状況

WOAH より、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、口蹄疫（FMD）、アフリカ豚熱（ASF）について、以下の疫学分析の報告がなされた。

#### <HPAI>

家きんの発生は 42 か国・地域から、野鳥と哺乳類を含む家きん以外の動物での発生は 55 か国・地域から通報があった。新たな発生は、家きんで 943 件、野鳥で 1548 件、哺乳類で 1022 件であった。HPAI は 2023 年にラテンアメリカと南極大陸に広がり、2024 年 3 月には南極大陸本土にまで達し、野生動物や生物多様性への悪影響が懸念されている。

#### <FMD>

WOAH への通報の 63%が血清型 0 であり、17%が血清型 SAT1 又は SAT2 であった。南アフリカでは血清型 SAT3 の発生が、中国では血清型 0 の発生が初めて確認された。また、南アフリカで血清型 SAT1、パレスチナで血清型 0、コモロで血清型 SAT1 の新株が検出された。また、イラク（血清型 0）とブルキナファソ（血清型 SAT1）で予期していなかった死亡率の上昇が見られた。

FMD の再発が確認されたのは 15 か国であり、これには 11 年間清浄であった

ヨーロッパにおけるドイツ、ハンガリー、スロバキアでの発生が含まれる。

血清型を超えてクロスプロテクション効果のあるワクチンは存在しないため、ワクチンの開発において株の選択が重要であること、世界的戦略に当たっては流行株の分布の把握が重要であることが強調された。

#### <ASF>

発生地域が引き続き拡大してきており、モンテネグロ、アルバニア、スリランカで初めて発生が確認された。国内で発生地域が拡大したのは、ブータン、コートジボアール、ドイツ、ポーランドであった。特にスリランカは、最も近い発生地域とは1,800km離れており、最大の飛距離のジャンプとなった。バイオセキュリティの強化に引き続き努め、早期通報や疫学情報の共有が必要であることが強調された。

#### (3) ワーキンググループの活動報告

野生動物については、専門委員会や国際機関等と連携した活動や、野生動物から検出された鳥インフルエンザウイルスの分析結果等について報告があった。

薬剤耐性（AMR）については、座長の石橋氏から、自身及びDr Stephan Pageの退任に伴い、アジア太平洋地域から川西氏（動物医薬品検査所）及びDr Yang Wang（中国）がワーキングメンバーに加わる旨紹介があった。また、陸生コード及び水生コードの改正作業、動物種別の獣医療上重要な抗菌剤に関する技術的参照文書、抗菌薬使用量のデータベース等に関する活動の報告があった。

#### (4) コード委員会の活動報告

以下の陸生コード新規案・改正案が総会に提示され、第11.X章（牛ウイルス性下痢）を除き、基準案は採択された。

|   | 項目     | 内容                     |
|---|--------|------------------------|
| 1 | —      | ユーザーガイド                |
| 2 | 第1.3章  | WOAH リスト疾病             |
| 3 | 第7.1章  | アニマルウェルフェアの勧告に関する序論    |
| 4 | 第8.13章 | 新世界スクリーワーム及び旧世界スクリーワーム |
| 5 | 第8.Y章  | ニパウイルス感染症              |
| 6 | 第11.5章 | 牛肺疫                    |
| 7 | 第11.X章 | 牛ウイルス性下痢               |
| 8 | 第12.1章 | アフリカ馬疫                 |

|    |          |            |
|----|----------|------------|
| 9  | 第 12.3 章 | 馬トリパノソーマ病  |
| 10 | 第 12.4 章 | 馬脳炎（東部・西部） |

主な項目に関する議論の概要は以下のとおり。

#### <第 7.1 章 アニマルウェルフェアの勧告に関する序論>

##### ・日本

序論の改訂に異議はない。この序論の改訂を踏まえ、今後、他のアニマルウェルフェア関連章の改訂も検討されることとなるだろう。その場合、安定的な食料供給も考慮しつつ、多様な側面にも配慮し、議論を尽くして作り上げる必要がある。これまで以上にコード委員会は難題にぶつかるかもしれないが、変わらぬ努力を継続してほしい。日本も協力は惜しまない。

##### ・カナダ（5 か国連合（英国、米国、カナダ、豪州、NZ）を代表）

農業等への動物の使用が人にとってポジティブに働くとしているが、ネガティブである場合もあるので、修正すべき。また、畜舎内で動物が飼養されている場合には照明にも気をつける必要があることを追加すべき。

##### ・エストニア（EU27 か国を代表）

カナダが主張しているとおり、畜舎内で動物が飼養されている場合には照明にも気をつける必要があることを追加すべき。本改正案は「5つの領域」を「5つの自由」や three Rs に追加する内容となっているので、支持する。

##### ・コロンビア（アメリカ地域 33 か国を代表）

アニマルウェルフェアのコードは地域の特異性を認めた上で実施されることが重要であり、その改正にあたっては、科学的根拠、社会、生産的・経済的要因を考慮すべきであり、段階的な実施、継続的な改善のための柔軟な評価ツールを含むフレームワークの促進を求めるとともに、研究やインフラを発展させるための協力を排除しないことを求める。

##### ・議長からのコメント

コードは加盟国へのよい勧告を提供するために、科学的根拠、事実及び技術的知見に基づいて作成・改正している。WOAH コードのすべては適用できない加盟国があることは承知しているが、そのような加盟国も前進しようとしている。WOAH の任務は加盟国がしたがうことができるコードの策定であり、経済的及び地域的な考慮が必要であるという日本及びコロンビアのコメントには、コード委員会も事務局も同意である。

カナダが提案する２点については、一部表現を変えた上で採用することとしたい。

採択に付された結果、改正案は全会一致で採択された。

#### <第 11.5 章 牛肺疫>

##### ・ 英国

公式認定はいわばゴールドメダルであるが、ステータスが不明な国からの輸入の要件が提案されている内容では、透明性や信頼性が損なわれてしまう。リスクベースのアプローチは公式認定の要件を補完するものであるが、代替にはなり得ない。公式認定の要件は科学に基づいており、透明性の確保された、筋の通ったものであるべき。専門家グループが公式認定のある疾病の固有症をシステマチックに見直し、一貫性を確保すべき。

##### ・ ブラジル（アメリカ地域 33 か国を代表）：

本症の改正を支持する。公式認定のある疾病の章の改正にあたっては、加盟国が公式認定を取得しようとした、又はしなかったという決定に至った理由について追加調査情報が必要である。

##### ・ 中国：

牛肺疫は公式認定もあり、重要な疾病であるが、提案された内容は支持できない。感染した動物からはマイコプラズマが検出され、早期段階で胚からも検出されること、マニュアルでは弱毒化されたワクチンでも感染力が残っていて無症状の感染を引き起こすことがあるとされていることを踏まえると、本改正案の内容は胚や卵母細胞、精液の要件として適切ではない。また、ワクチン接種に関する要件を削除すべき。

##### ・ オランダ（EU27 か国を代表）：

総会前に EU が提出したコメント内容が反映されれば、採択を支持する。症例定義には、疑わしい牛と疫学的に関係のある豚からの特定の核酸又は抗体の検出を追加すべきであり、獣医当局が症例の通報に関する意思決定プロセスに関与すべき。公式認定の年次確認のプロセスをさらに簡素化して柔軟性を持たせることを望む。

##### ・ 議長からのコメント

症例定義の案は、他の章との整合性に加え、疑われる事例に疫学的に関連があるというだけでは不十分であるとの専門家の意見を反映したものとなって

いる。コードの症例定義にかかわらず、加盟国が牛肺疫を疑われる事例に関連性がある場合に通報することは妨げないし、この点がフレキシビリティが確保されているところ。コード委員会としては、加盟国の通報のガイドとなる、ベストな内容を記載している。

胚と精液についても、専門家のアドバイスを踏まえた内容となっており、現時点で最良の内容となっており、リスク低減効果は十分と考えている。中国が懸念点とその科学的根拠を提出してくれば、科学委員会と専門家に検討と回答を依頼することとしたい。

また、公式認定ステータスを有する国が有さない国からの輸入を拒否することを意図したものではない。公式ステータスを有さない国からの物品の輸入に対して、正当な、リスクベースの低減措置を策定するために、リスク分析を行うことができるということである。

採択に付された結果、反対 1 か国（英国）、棄権 1 か国（中国）で、改正案は採択された。

#### <第 11.X 章 牛ウイルス性下痢>

##### ・オーストリア（EU27 か国を代表）

臨床症状と疫学的関連性がある牛が血清学的に陽性だった場合も症例定義に含めるべきであり、採択を支持しない。現在の案は科学的に確かではなく、獣医当局が柔軟に対応できないため、今回は採択に付すべきではない。

##### ・カナダ（5 か国連合（英国、米国、カナダ、豪州、NZ）を代表）

EU に同意である。今回採択に伏すべきではない。

##### ・議長からのコメント

専門家によればウイルス、抗原、核酸のいずれかが検出される必要があるとされ、血清学的陽性を症例定義に含めることには反対の見解であった。診断が信頼できるものであれば、臨床症状または疫学的関連性のある動物を通報することを妨げるものではない。9 月会合で再度検討することは可能である。

##### ・キプロス（中東を代表）

EU を支持する。

採択に付されたが、集計途中で反対票が出席国数の 3 分の 1 を超えることが明らかとなり、改正案は否決された。

## ＜第 12.1 章 アフリカ馬疫＞

### ・ アイルランド（EU27 か国を代表）

本章の採択を支持するが、総会前に EU が提出した、公式認定の年次確認に関するコメント内容を検討することを望む。

### ・ 中国

安全物品は慎重に決定すべき。ウイルスは内臓にも存在する可能性があるため、骨格筋とその製品を安全物品とすべき。また、本疾病は昆虫が媒介するので、生鮮の皮によってベクターである昆虫が運ばれる可能性があること、気候変動の影響でベクターの昆虫は冬も生き残る可能性があることから、処理された皮を安全物品とすべき。

### ・ ニュージーランド

リスク分析をすれば公式認定ステータスのない国から輸入できるようになっているが、公式認定ステータスのある国からの輸入の要件を補完することができるが、代わることはできない。第 11.5 章（牛肺疫）で指摘のあったとおり、その原則が損なわれると考える。

### ・ 英国

第 11.5 章（牛肺疫）と同様の懸念があるので、専門家グループが公式認定のある疾病の固有省をシステムチェックに見直し、一貫性を確保すべき。

### ・ 議長からのコメント

汚染国からリスク低減措置なしに輸入することはもちろん問題であるが、公式認定ステータスを有していないからといって汚染国であるとはいえない。清浄としての要件を満たしていても、何らかの理由で申請していない場合もある。輸入国はリスク分析を行い、公式認定ステータスのない国が WOAH コードの清浄の要件を満たすかどうかを決定し、提案している内容は、公式認定ステータスを低めるものではない。

コードの第 2.2 章（安全物品の基準）によれば、物品にウイルスが存在したとしてもその物品により伝播しないのであれば安全とされている。ベクター媒介以外の本疾病の伝播の可能性も検討しているが、完全なデータはない。なお、動物を介さないベクターの移動もありうるが、今回は対象としていない。（事務局から、科学委員会や専門家に相談することは可能である旨補足。）

### ・ 南アフリカ

アフリカ馬疫はアフリカの多数国で発生しており、アフリカ地域内やそれ以外の地域との貿易があることから、リスク分析のオプションを含めた本改正案の採択を支持する。

採択に付された結果、反対 1 か国（英国）、棄権 1 か国（中国）で、改正案は採択された。

### <第 12.3 章 馬トリパノソーマ病>

#### ・日本

2025 年 2 月のコード委の報告書では、現時点の科学的知見では *T. equiperdum* の精確な潜伏期間を特定できないとの理由から第 12.3.1 条から 6 か月間との潜伏期間を削除したと説明されている。

しかし、非清浄国・地域からの馬の精液の輸入に関する勧告である第 12.3.10 条の案を見ると、ドナー馬の飼養施設ではサーベイランスにより過去 6 か月間に *dourine* の発生がないことが確認されていることとされており、6 か月間との記載が残っている。この 6 か月とする根拠について明確化を求める。

#### ・カナダ（5 か国連合（英国、米国、カナダ、豪州、NZ）を代表）

第 12.3.8 条の馬の一時的輸入の要件について、現在の案だと繁殖と育成用の馬であれば何の要件もなしに一時輸入できるように読めてしまうので、修正すべき。

#### ・議長からのコメント

日本のコメントについては、ドナー馬の飼養施設の清浄性の期間をどれくらいに設定するかを決めるために、専門家の意見を踏まえて、第 12.3.5 条の清浄性復帰に必要な期間を参考にして 6 か月と設定した。2025 年 2 月会合の報告書で説明すべきであったが、記載されていなかったことをお詫びする。

カナダのコメントについては、柱書きから” for purposes other than breeding and rearing” を削除し、その下のポイントの方に” rearing” を追加することとしたい。

採択に付された結果、反対 0、棄権 0 で、改正案は採択された。

### （５）科学委員会の活動報告

WOAH が公式にステータス認定を行っている 6 疾病のうち 4 疾病について新た

にステータスが認定された。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 口蹄疫ワクチン非接種<br>清浄地域   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボリビアの1地域（サンタ・クルス、コチャバンバ、チュキサカ、タリハ、ラ・パスの一部、オルコの一部、ポトシの一部を含む地域）</li> <li>・ブラジルの1地域（アラゴアス、アマパー、アマゾナスの一部、バイーア、セアラ、エスピリトサント、ゴイアス、マツグロッソの一部、マツグロッソ・ド・スル、マラニョン、ミナスジェライス、パラナ、パライバ、ペルナンブーコ、ピアウイ、リオデジャネイロ、リオグランデ・ド・ノルテ、ロライマ、サンパウロ、セルジッペ、トカンティンスを含む地域）</li> </ul> |
| 口蹄疫ワクチン接種<br>清浄地域    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルゼンチン（セントロ・ノルテ及びコルドン・フロンテリソ地域の併合）</li> <li>・韓国（済州島を含む地域）</li> <li>・ロシア（サラトフ、サマラ、オレンブルグ、チェリャビンスク、クルガン、チュメニ、オムスク、ノヴォシビルスク、アルタイ、アルタイ共和国（コシュ・アガチスキー地区を除く）の10の地方行政区画から構成される地域）</li> </ul>                                                                  |
| 豚熱清浄国                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 牛海綿状脳症<br>無視できるリスク地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国の2地域（イングランド及びウェールズを含む地域、スコットランドを含む地域）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
| アフリカ馬疫清浄国            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サウジアラビア</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |

(6) 水生委員会の活動報告

以下の水生コード及びマニュアルの新規・改正案が採択に付され、全ての改正案が採択された。

|    | 章                             | 内容                                                                                                   |
|----|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 【水生コード】                       |                                                                                                      |
| 1  | 第4. X章、第4. Y章                 | 緊急の疾病への備え、病気の発生時の管理                                                                                  |
| 2  | 第4. Z章                        | 取引される魚の精液及び受精卵の疾病管理                                                                                  |
| 3  | 第10. X. 10条                   | 清浄化宣言をしていない国・地域・コンパートメントからの養殖用水生動物の輸入                                                                |
| 4  | 第10. X. 15条                   | 清浄化宣言をしていない国・地域・コンパートメントからの養殖用配偶子・受精卵の輸入                                                             |
| 5  | 用語                            | ‘collection and incubation centre’ の新規案、‘fertilised eggs’、‘gametes’、‘ornamental aquatic animal’ の改正案 |
| 6  | 第5. X章                        | 観賞魚の移動                                                                                               |
| 7  | 第X. X. 5条、第X. X. 6条、第X. X. 7条 | 基本的なバイオセキュリティ条件とターゲットサーベイランスの期間に関する推奨事項                                                              |
| 8  | 第9. 9. 2条                     | ホワイトスポット感染症                                                                                          |
| 9  | 第10. 2. 1条、第10. 2. 2条         | 流行性潰瘍症候群 (EUS)                                                                                       |
| 10 | 第10. 4. 11条、第10. 4. 12条       | 伝染性サケ貧血症 (ISA)                                                                                       |
| 11 | 第10. X章                       | Megalocytivirus pagrus 1 による感染症                                                                      |
| 12 | 第11. 6. 1条、第11. 6. 2条         | パーキンサス・オルセニ感染症                                                                                       |
| 13 | 第11. 7. 1条、第11. 7. 2条         | キセノハリオチス感染症                                                                                          |
|    | 【水生動物マニュアル】                   |                                                                                                      |
| 1  | 第 2. 2. 8 章                   | ホワイトスポット感染症                                                                                          |
| 2  | 第 2. 3. 1 章                   | 流行性潰瘍症候群 (EUS)                                                                                       |
| 3  | 第 2. 4. 2 章                   | ボナミア・エキシチオーサ感染症                                                                                      |
| 4  | 第 2. 4. 3 章                   | ボナミア・オストレア感染症                                                                                        |
| 5  | 第 2. 4. 6 章                   | パーキンサス・オルセニ感染症                                                                                       |
| 6  | 第 2. 4. 7 章                   | キセノハリオチス感染症                                                                                          |

加盟国からの主なコメントは以下の通り。

【コード】

<第 4. X 章 緊急の疾病への備え>

EU から、2025 年 2 月会合で compensation が具体的な理由の説明もなく追

加されたのは支持できないとの発言があった。インドからは、本章は特に熱帯の水生動物養殖に重要であるため、支持するとの発言があり、韓国も支持を表明した。

EU の意見に対し、水生委員会議長から一部の compensation の記述の削除や文言の修正を提案し、採択された。

＜第 10.X.10 条（清浄化宣言をしていない国・地域・コンパートメントからの養殖用水生動物の輸入）及び第 10.X.15 条（清浄化宣言をしていない国・地域・コンパートメントからの養殖用配偶子・受精卵の輸入）＞

インドからは支持するものの、本モデル条文が適用されている疾病は熱帯よりも温帯に関係するものが多いので、熱帯で多く発生する疾病も入れるべきとの提案があり、議長からはコード案は利用可能な科学的情報に基づいて作成しており、これらの情報はサケ科に焦点を当てていたこと、モデル条文の適用は確かな科学的根拠の利用可能性に左右されることについて説明があり、9 月会合でさらに検討するとの回答があった。

＜用語＞

タイから、ペットとして飼養される観賞魚が含まれていないので ornamental aquatic animal の定義を修正すべきとの発言があったため、議長がタイの修正を採用することとし、採択された。

＜第 5.X 章 観賞魚の移動＞

チリ、エスワティニ、ペルーから、リスク分析によって安全な貿易の促進に資するもので、重要であるとして支持が表明された。

カナダからは ornamental aquatic animal の定義が修正されたことにより、本章への影響はないのかと質問があり、議長は影響がないと考えるが、9 月会合で再度確認する旨回答した。

＜第 X.X.5 条、第 X.X.6 条、第 X.X.7 条（基本的なバイオセキュリティ条件とターゲットサーベイランスの期間に関する推奨事項）＞

ウガンダ（アフリカ諸国 54 か国を代表）が支持を表明した。

一方、ギロダクチルス・サラリス感染症は臨床症状が出ないが病原体を持っている可能性があるため、2025 年 2 月の水生委員会報告書では Pathway2（歴史的清浄性）が不適と修正されている点について、チリ（アメリカ地域 33 か国を代表）及びカナダ（5 か国連合（英国、米国、カナダ、豪州、NZ）が、少なくとも 1 種の感受性種が症状を示すこと、適切なサーベイランス及び早期警告システムにより補完した上で Pathway2 を使う可能性があることから、

Pathway2 を維持すべきと発言した。

また、カナダ（アメリカ地域 33 か国を代表）及び米国（5 か国連合を代表）から、伝染性サケ貧血症 HPR0 のターゲットサーベイランスの期間が 1 年間で足りないとして、2 年間にすべきと発言した。

議長は、本案は科学に基づいており、専門家の意見を踏まえたものであると説明した上で、指摘のあった部分に under study と追記することを提案し、採択された。

#### <第 9.9.2 条 ホワイトスポット感染症>

ウガンダ（アフリカ諸国 54 か国を代表）及びインドから支持が表明された一方で、タイから、第 10.2.2 条（流行性潰瘍症候群（EUS））も同様であるが、感受性種を評価が行われた種レベルでリストアップすべきと発言した。

議長から、本案は科学的根拠及び第 1.5.9 条（感受性種のリスト化）に基づいて感受性種を科又は属レベルでリストアップしていると説明した上で、タイのコメントを 9 月会合で議論することを提案し、採択された。

#### <第 10.X 章 Megalocytivirus pagrus 1 による感染症>

タイから、本章の対象に含まれる M. pagrus 1 の 3 遺伝子群の妥当な診断方法を含めるようにマニュアルの改正が終わるまではコード改正案の採択を延期すべきとの発言があったが、チリ、中国、豪州、ウガンダ（アフリカ諸国 54 か国を代表）から本改正案の支持が表明された。

議長はマニュアルの改正が電子的アドホックグループによって進められているところであると説明し、採択された。

### 【マニュアル】

#### <第 2.4.2 章 ボナミア・エキシチオーサ感染症>

ポーランド（EU27 か国を代表）から、総会前に EU が提出したコメントを踏まえ、偽陽性が増えてしまう可能性があるとして、症例の定義を 9 月会合で再度検討すべきと発言した。議長は EU のコメント内容を 9 月会合で議論すると説明し、一旦採択された。

### 【全体】

ノルウェー、ペルー（アメリカ地域 33 か国を代表）、エクアドル、チリから水生動物委員会への謝辞や活動を支持する旨表明があった。

中国からは、大規模なケージによる養殖システムが野生の水生動物やエコシステムに及ぼす影響を評価することを提案し、リファレンスセンターと加盟国の間のネットワークを強化するためのプラットフォームを構築してほしい

いと発言があった。

中国の意見に対し、事務局長は、2025 年は現行の水生動物衛生戦略の最終年であり、その改正を支援することを紹介するとともに、水生動物の養殖は第8次戦略のフレームワークに含まれており、リファレンスセンターと加盟国の間のつながりの強化は重要である旨回答があった。

#### (7) ラボラトリー委員会の活動報告

以下の陸生マニュアルの新規・改正案が総会に提示され、すべての基準案が採択された。

|    | 章          | 内容                                           |
|----|------------|----------------------------------------------|
| 1  | 第 1.1.3 章  | 生物学的材料の輸送                                    |
| 2  | 第 1.1.7 章  | ハイスループットシーケンシング、バイオインフォマティクスおよび計算ゲノミクスに関する基準 |
| 3  | 第 1.1.9 章  | 獣医学用途を目的とした生物学的材料の無菌性及びコンタミの有無に関する検査         |
| 4  | 第 2.1.1 章  | 細菌の抗菌薬感受性試験のための検査手法                          |
| 5  | 第 2.2.1 章  | 抗体検出アッセイの開発および最適化                            |
| 6  | 第 2.2.2 章  | 抗原検出アッセイの開発および最適化                            |
| 7  | 第 2.2.3 章  | 核酸検出アッセイの開発および最適化                            |
| 8  | 第 2.2.5 章  | 検証における統計的アプローチ                               |
| 9  | 第 2.2.8 章  | 有効な検査法の変更後のアッセイの比較性                          |
| 10 | 第 3.1.2 章  | オーエスキー病                                      |
| 11 | 第 3.1.8 章  | 口蹄疫                                          |
| 12 | 第 3.1.9 章  | 心水症                                          |
| 13 | 第 3.1.21 章 | 牛疫                                           |
| 14 | 第 3.2.4 章  | ハチノスムクゲケシキスイ                                 |
| 15 | 第 3.2.5 章  | ミツバチトゲダニ                                     |
| 16 | 第 3.3.1 章  | 鳥クラミジア                                       |
| 17 | 第 3.3.2 章  | 鶏伝染性気管支炎                                     |
| 18 | 第 3.3.4 章  | 高病原性鳥インフルエンザ                                 |
| 19 | 第 3.4.9 章  | 牛伝染性リンパ腫                                     |
| 20 | 第 3.4.13 章 | ピロプラズマ症                                      |
| 21 | 第 3.4.14 章 | トリコモナス症                                      |
| 22 | 第 3.6.1 章  | アフリカ馬疫                                       |

|    | 章         | 内容                    |
|----|-----------|-----------------------|
| 23 | 第 3.6.5 章 | 馬伝染性貧血                |
| 24 | 第 3.8.2 章 | 山羊関節炎／脳脊髄炎およびマエディ・ビスナ |
| 25 | 第 3.8.5 章 | 流行性羊流産                |
| 26 | 第 3.9.2 章 | 豚熱                    |
| 27 | 第 3.9.8 章 | 豚水疱症                  |
| 28 | 第 3.9.1 章 | アフリカ豚熱                |

また、以下のリファレンスラボラトリー、コラボレーティングセンターが新たに承認された。

#### ○リファレンスラボラトリー

|   | 疾病名            | 施設名                                                                                                                                                                                        | 所在地  |
|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 | 十脚目イリデセンド      | Division of Maricultural Organism Disease Control and Molecular Pathology, Yellow Sea Fisheries Research Institute (YSFRI), Chinese Academy of Fishery Sciences,                           | 中国   |
| 2 | 馬ピロプラズマ        | Indian Council of Agricultural Research-National Research Centre on Equines (ICAR-NRCE)                                                                                                    | インド  |
| 3 | 流行性潰瘍症候群 (EUS) | Aquatic Animal Health Laboratory, Exotic & Aquatic Animal Health Division, ICAR-National Bureau of Fish Genetic Resources                                                                  | インド  |
| 4 | 馬鼻肺炎           | JRA 競走馬総合研究所                                                                                                                                                                               | 日本   |
| 5 | アフリカ豚熱         | Centro de Investigación en Sanidad Animal (CISA), Instituto Nacional de Investigación y Tecnología Agraria y Alimentaria (INIA) del Consejo Superior de Investigaciones Científicas (CSIC) | スペイン |

#### ○コラボレーティングセンター

|   | 項目名       | 施設名                                                                                                                     | 所在地 |
|---|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 家畜衛生の高等研修 | World Veterinary Education in Production Animal Health (WVEPAH), Faculty of Veterinary Medicine, Université de Montréal | カナダ |

|   | 項目名                   | 施設名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所在地      |
|---|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 2 | ワンヘルス                 | International Livestock Research Institution (ILRI)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ケニア      |
| 3 | 野生動物の貿易及び衛生           | Centre for Wildlife Forensics, National Parks Board, Animal & Plant Health Centre                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | シンガポール   |
| 4 | 野生動物衛生のサーベイランス及び疫学    | Thailand National Wildlife Health Center (Thailand- NWHC), and the Monitoring and Surveillance Center for Zoonotic Diseases in Wildlife and Exotic Animals (MoZWE), Faculty of Veterinary Science, Mahidol University                                                                                                                                                                                                                                                      | タイ       |
| 5 | 野生動物病原体の研究、診断、サーベイランス | A consortium formed by the Wildlife Conservation Society, Bronx, New York, UNITED STATES OF AMERICA and the current WOAHC Collaborating Centre consortium hosted by the Canadian Cooperative Wildlife Health Centre, Department of Veterinary Pathology, Western College of Veterinary Medicine, University of Saskatchewan, CANADA and the National Wildlife Health Center, US Geological Survey, US Department of Interior, Madison, Wisconsin, UNITED STATES OF AMERICA | アメリカ、カナダ |

(8) 第 93 回 WOAHC 総会の日程

第 93 回 WOAHC 総会は、2026 年 5 月 18 日～22 日にパリにおいて開催されることが決定した。

(以上)